

憲法の平和原則を否定する田母神前航空幕僚長の行動と反憲法教育の横行を許してきた政府の行為を厳しく批判し、政府に対し憲法の諸原則に基づき自衛隊を厳しく指揮監督することを要求する決議

1 侵略戦争を正当化し、憲法の平和原則を否定する田母神論文

田母神前航空幕僚長は、ホテルチェーン・アパグループ主催の「真の近現代史観」懸賞論文に対して論文「日本は侵略国家であったのか」を応募し、今年10月、懸賞金300万円の最優秀賞を受賞した。

上記田母神論文は、「我が国は蒋介石により日中戦争に引きずり込まれた被害者なのである。」「我が国が侵略国家だったなどというのは正に濡れ衣である。」などと事実を歪曲し、日本のアジア諸国に対する侵略戦争を正当化している。そして、田母神論文は、「自衛隊は領域の警備も出来ない、集団的自衛権も行使出来ない、武器の使用も極めて制約が多い、また攻撃的兵器の保有も禁止されている。」などと、憲法の平和原則に基づく自衛隊に対する制約を非難、攻撃している。

田母神論文は、日本がアジア諸国に対して侵略戦争を行ったという歴史的事実を否定し、憲法の平和原則を否定するのにとどまらず、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たことを認めた1995年8月の村山首相談話をも否定するものである。

憲法の平和原則にも、政府方針にも反し、武力行使の範囲を拡大することをあおる論文を発表する行為は、憲法尊重擁護義務を負い、政府の指揮命令に従うべき義務を負う、軍事組織の長である航空幕僚長の地位とどうも両立し得ず、懲戒処分に処すべき行為である。

2 憲法の平和原則を否定する田母神前空幕長の言動の数々

田母神前空幕長は、今回の懸賞論文発表以前にも、侵略戦争を正当化し、憲法の平和原則を否定する数々の言動を重ねている。その幾つかを指摘すると次のとおりである。

- (1) 田母神前空幕長は、統合幕僚学校長時代の2003年度に「歴史観・国家観」講義を新設し、「新しい歴史教科書をつくる会」の役員等を講師にまねき、侵略戦争を美化する教育を推し進めている。
- (2) 田母神前空幕長は、統合幕僚学校長の時、航空自衛隊幹部学校幹部会機関誌「鵬友」2004年7月号で、「南京大虐殺が無かったことが真実であることは今では十分すぎるほど分かっている」などと主張している。
- (3) 田母神前空幕長は、「鵬友」2007年5月号で、「日本は朝鮮半島や中国を侵略し残虐の限りを尽くしたという」、「それは今では、ウソ、捏造の類であると証明されている」などと主張している。
- (4) 田母神前空幕長は、2008年4月の名古屋高等裁判所のイラク派兵違憲判決に対して、「そんなの関係ねえ」などと暴言をはいている。

(5) 田母神前空幕長は、自衛隊内の講和や訓話で、「専守防衛」は「これからもずっと正しいのか、検討されなければいけない」、「(中国に軍隊を送ったのも)決して侵略のためではない」などと述べている。

(6) 田母神前空幕長は、航空幕僚監部教育課長を通じて、今回のアパグループの懸賞論文への応募を推奨し、その結果、田母神前空幕長の他に現職航空自衛官97人が応募するにいたっている。

以上の田母神前空幕長の侵略戦争を正当化し、憲法の平和原則を否定する数々の言動を見る時、田母神前空幕長に軍事組織の長である航空幕僚長の資格がまったくないことは明白である。

3 重大な政府の田母神前空幕長の任命責任と反憲法教育の横行を許した責任

航空幕僚長は、内閣の承認を得て防衛大臣が任命するものである。田母神前空幕長は、空幕長になる前から侵略戦争を正当化し、憲法の平和原則を否定する言動を繰り返している。それにもかかわらず、政府は、2007年3月、田母神前空幕長を空幕長に任命し、福田内閣、麻生内閣でも空幕長を続けさせてきた。さらに、石破防衛大臣は、名古屋高裁イラク派兵違憲判決に対する田母神前空幕長の暴言を、「(イラク派兵について)何ら変更がないと言いたかったのだろう。部下を思い、国を思う気持ちだ。」と擁護している。政府は、田母神前空幕長の今回の憲法違反の論文発表に対しても、田母神前空幕長を懲戒処分せず、空幕長を解任し、定年退職させるにとどめている。

政府は、侵略戦争を正当化し、憲法の平和原則を否定する田母神前空幕長の数々の言動を容認、推奨してきた。それにとどまらず、政府は、侵略戦争を美化する「歴史観・国家観」講義に明らかなように、自衛隊の中で憲法の平和原則や政府方針に反する教育が横行することを容認してきた。

政府の田母神前空幕長を任命したことについての責任及び自衛隊内で反憲法教育が横行することを許してきた責任は、極めて重大である。自衛隊は、憲法9条に違反する存在であり、本来解消されるべき存在である。その自衛隊において、このような憲法9条に真っ向から反する事態が放置、促進されれば、自衛隊は、侵略戦争の教訓を忘れ、アメリカに追随して海外派兵の拡大と他国侵略に暴走する軍隊になりかねない。

私たちは、政府が自衛隊における反憲法教育の全容を解明し、自衛隊員に対して憲法の平和原則や公務員の憲法尊重擁護義務を徹底する教育をし、憲法の諸原則に基づき自衛隊を厳しく指揮監督することを要求するものである。

2008年11月22日

自由法曹団
常任幹事会